

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第24回）議事概要

1 日時

平成26年5月20日（火）午後3時00分から午後5時30分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，
三浦守，榊井成夫

（オブザーバー）

合田悦三（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，今崎刑事局長

4 進行

(1) 三浦委員及び合田オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった三浦委員及び合田オブザーバーから，あいさつがあった。

(2) 懇談会の一部の公開について

椎橋座長から，評議の実態や在り方については，国民やマスコミの関心も高く，国民の裁判員裁判に対する理解の向上や参加への不安の払拭に資するものとするため，今回の懇談会のうち，裁判官による評議に関する現場の取組や意識の紹介及び委員と裁判官との質疑応答の一部について記者の取材を許可することが提案され，異議なく了承された。

(3) 裁判員裁判の実施状況について

今崎刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成26年3月末までの裁判員裁判の実施状況について説明があった。

(4) 裁判員等経験者に対するアンケートの結果について

今崎刑事局長から、資料3に基づき、平成25年度の裁判員等経験者に対するアンケート結果について報告がされた。

【出席者からのコメント】

(竹之内委員)

弁護人の法廷での説明等のわかりやすさについて、わずかながらも「わかりやすかった」という回答が増えている。前回のアンケートから質問項目が変更されたことの影響は検討を要するものの、弁護士会としては、危機感を持って研修等を行ってきたところであり、その成果であればありがたいと考えている。

(今田委員)

質問項目の変更による影響については、今後のアンケート調査結果の推移を見た上で検討することになるだろうが、よい方向に進んでいるものと期待して見守っていきたい。

(5) 平成27年における裁判員等経験者アンケートの実施について

今崎刑事局長から、平成27年も本年と同様の質問項目によりアンケートを実施する方針について説明があり、異議なく了承された。

(6) 裁判員制度の運用に関する意識調査について

今崎刑事局長から、資料4に基づき、第5回目の裁判員制度の運用に関する意識調査の結果について報告がされた。

【出席者からのコメント】

(榊井委員)

裁判員候補者の出席率の低下という傾向がある反面、制度施行以来、裁判員等経験者の95パーセントがよい経験と感じたという感想を持っている。そこで、裁判員等経験者は、具体的にどのような点をよかったと感じているのかについて調査をし、伝えていくことも有益ではないか。

(今崎刑事局長)

裁判員等経験者に対するアンケート調査においては、よい経験であったと感じた経験者の方に、その具体的な理由についても質問し、資料3の181頁以下にまとめている。自由記載であるため、定量的な分析、報告はできていないが、一つの参考になるものと考えている。

(7) 裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目について

今崎刑事局長から、裁判員制度の運用に関する意識調査の質問項目改訂等につき、以下のとおり説明があった。

榘井委員からご指摘があったように、裁判員候補者の選任手続期日への出席率に低下傾向が見られ、その原因を探る必要があると思われる。現在、裁判員候補者として裁判所に来られた経験のない方々の声をうかがうスキームは、この意識調査のみであることから、来年以降の意識調査において、出席率低下の原因を探る質問を新たに盛り込むことを検討したい。

Q1, Q2, Q4, Q10については削除の可否について検討したが、制度施行から5年という現段階で削除するのは時期尚早と考え、来年以降も質問項目として維持する方向で検討している。

【出席者からのコメント】

(酒巻委員)

出席率低下の原因は何か見当はついているのか。

(今田委員)

裁判に参加する場合の心配や支障となるもの(Q9)として尋ねられた各項目に対する回答には目立った経年変化がみられない。裁判員制度が社会に定着しつつあるといいながら、国民の意識には変化がなく、出席率は低下しているという状況にあって、どういう仮説を立てるか難しい。

(今崎刑事局長)

出席率低下の原因について、今のところ、はっきりした分析はできていない。

(大谷事務総長)

出席率低下の実態に迫るために、現在実施しているアンケートだけでよいのかということがある。また、別の点として、裁判員制度施行5年という現時点で求められる広報活動としてはどのようなものがあるかということもある。今までにない手法も含めて検討することが求められているのかもしれない。

(椎橋座長)

意識調査の質問項目を増やすだけで足りるのかということはあるが、出席率低下の原因を探る一つの手段として、意識調査に新しい調査項目を加えることは有用と考えられる。事務局において、質問の新設に向けて検討を進めてもらうことについて異論はあるか。

(異議なく了承された。)

(8) 103条公表の公表項目について

今崎刑事局長より、本年も昨年と同様の統計資料をもって103条公表を実施する方針について説明があり、異議なく了承された。

(9) 裁判員裁判における裁判官と裁判員の協働について (意見交換会)

意見交換会から、東京地方裁判所安東章部総括判事、横浜地方裁判所國井恒志判事、千葉地方裁判所鈴木真耶判事補が出席した。

(椎橋座長)

裁判員制度においては、裁判官と裁判員との間で実質的な協働が実現されているか、裁判所においてそのための自覚的な作業を行ってきたかという問題意識が生じていると聞いている。そこで、5年間の実務の積み重ねを踏まえ、現場の裁判官から、実質的な協働の中心となる評議の在り方について、その実態等を含めてご紹介いただいた上で、有識者の皆様から、ご意見、ご感想をいただきたい。

ア 東京地裁・安東裁判官によるプレゼンテーション

はじめに

裁判員裁判における評議においては、裁判官から法律の解釈等を説明し、

法律的な領域にある事柄の本質を裁判員の方々に共有していただいた上で、裁判員は自らの知識・経験に基づき、裁判官は法律家としての専門性を発揮して、それぞれが主体的に意見を述べ合うことによって、実質的に協働することが求められていると考えている。

本日は、自白事件における量刑判断に焦点を当てて話しをするが、量刑に関しても、事件の審理に関与した一般市民が、他の事件など他に何の手がかりもなしに、直感で何年がよいと思うか、多数決をして決めればよいというものではない。量刑の本質は被告人の犯罪行為にふさわしい責任の量を明らかにすることにあることや、同種事案の量刑傾向との公平を考える必要があることなど、法律の解釈に相当する量刑判断の枠組みを理解いただいた上で、そうした法的枠組みの中で、国民の視点や感覚を活かしてもらうべきである。したがって、裁判員と裁判官の共通の基盤となる行為責任等の枠組みについては、裁判官から裁判員の方々に説明して、十分に理解していただく必要がある。

審理休憩時の裁判員の方々への説明や評議の進め方に関する工夫

【裁判員の方々への説明の内容】

裁判員の方々に、法律的な事柄を理解し、自分のものとしていただくためには、日常生活で使われない法律用語をそのまま使って説明したり、説明が長くなりすぎてはいけないのは当然である。裁判官としては、何が裁判員の方々に理解してもらうべき本質かについて、資料を参照したり、裁判官同士で議論するなどよく検討した上で、「平易なことばで」「端的に」表現することが肝要である。また、法律用語は抽象的なものが多いので、担当事件の内容も踏まえ、適当で分かりやすい具体例を交えて説明すると、より頭に入りやすいようである。

私の場合、量刑判断の基本となる行為責任については、まずは、起訴状に記載された罰条の法定刑を説明する際に、「このように、刑法は、こういう

犯罪をした人はこういう刑に処してくださいと定めているので、犯人がどういう人かといったことよりも、何をやったかがまず重要です。」と、簡単に頭出ししている。そして、少し先の段階で、例えば担当事件が殺人未遂であれば、暴行、傷害、傷害致死といった同種犯罪の各構成要件と法定刑のグラデーションを紹介して、刑法が、行為態様、結果、故意といった要素によって刑に差を設けていることを説明し、その上で、「こうした法律の考え方からすれば、今回の事件の刑を決める上でも、犯罪のやり方、その結果や動機・経緯など、犯情に属する事柄がまず大切で、事件後の反省や更生環境といった点は二次的な考慮要素ということになります。検察官、弁護人の冒頭陳述でも、犯情に関することが先に主張されていましたよね。ですから、まずは、どんな理由でどんな行為をし、どんな結果を生じさせたかに注目していきましょう。」といった説明をしている。

【説明のタイミング】

裁判員の方々への説明に当たっては、必要とされるタイミングに適切な量の説明をすることが非常に重要と思われる。また、説明した内容を自分のものとしていただくための時間も考慮して、重要な点については、当初は軽めに紹介し、徐々に説明を付け加えていくことも効果的と思われる。

自白事件における行為責任の説明のタイミングであれば、私の場合、第1回公判の審理開始直前に、起訴状の説明と共に行為責任の原則に軽く触れ、その後、法廷で検察官及び弁護人の冒頭陳述を聞いた後に、他の関連条文を紹介して行為責任について更に敷衍して説明し、「犯情に注目して証拠を見聞きしていきましょう。」と話すことが多い。自白事件であれば、各冒頭陳述は犯情を中心とした量刑事情が主たる内容となるため、行為責任を念頭に置いて冒頭陳述を聞いていただいたほうが裁判員の方々への頭に入りやすいと思われるし、証拠を見聞きする段階では、量刑判断の枠組みを踏まえて、意識的に犯情に注目してもらうことが重要だからである。

【評議における量刑資料の利用】

行為責任の原則からすれば、同じような行為には同じような刑が科されるのが基本ということになるため、犯情を主たる因子とする裁判員量刑検索システムの量刑資料は、量刑の大枠を示すものとして一定程度尊重すべきものといえる。また、日本の刑法は法定刑の幅が非常に広いので、態様や動機といった量刑要素を評価するだけでは具体的な刑につながりにくい面があり、その意味でも、量刑資料は具体的な刑を決める上で有用な資料である。自白事件であれば、審理を終えた段階で、大まかにどういった内容の事件かが明らかとなっていることが多いので、最近では、評議の早い段階から、同種事件の量刑傾向をグラフで見てもらう運用が少なくないようである。

量刑グラフといっても、重いものから軽いものまでかなり幅があるものをあくまで大枠として見せるわけであり、行為責任や量刑の公平の観点等を踏まえて意見を述べてもらうのは当然のことであるから、グラフを早く見せたからといって裁判員を誘導していることにはならないと思われる。むしろ、各量刑要素の検討と具体的な刑の結論とを有機的につなげるためには、評議の初期から量刑グラフを示し、今回の事件はグラフでいうとどの辺りの事件かという相対的な位置付けを意識しながら、個別の量刑要素について議論していただくことが大事だと思われる。

なお、量刑グラフを見ていただく際には、具体的なイメージを持ってもらうための参考として個別事例も紹介しているが、個別事例の結論にとらわれないよう、グラフ中の重めのもの、軽めのもの、真ん中くらいのものなどと三、四例をピックアップして概要を説明するにとどめている。そして、量刑資料の機能や限界については、「同じようなことをやった人はある程度同じような刑を科されるべきなので、全体としての量刑傾向とのバランスには留意してもらう必要があります。もし、今までと違うような判断をすべきと思う場合には、過去の量刑傾向との関係で合理的な理由があるのかを皆で考え

ましよう。」、「ただ、一つ一つの事件は個性がありますし、裁判員裁判は、事件毎に選ばれる裁判員の方々の感覚を反映させる制度ですから、個別の判決の結論との比較は予定されていません。個々の事例の細かなデータを集めていないのもそういう理由からですから、量刑傾向はあくまで大枠、傾向として見てください。」といった説明をしている。

【裁判員の方々の視点・感覚の反映】

初めに申し上げたとおり、裁判員の方々は自らの知識・経験に基づき、そして裁判官は法律家としての専門性を発揮して、率直かつ主体的に議論し合うというのが、裁判員と真に協働する理想的な評議の在り方と考えている。

そして、例えば、有罪無罪の事実認定に関しては、裁判官が気付かなかった、裁判員の方の経験に基づく視点が認定の決め手となることもあるし、量刑についても、例えば、介護疲れの無理心中事件などでは、動機・経緯をどう見るかについて、各裁判員から次々と意見が出され、どういった刑にすべきかについても、裁判員同士で白熱した議論が行われるのが通常である。

他方で、金欲しさからの覚せい剤密輸やコンビニでの強盗致傷の自白事件となると、裁判員同士や裁判官と裁判員とで事件の見方がそう変わってくることはなく、同種事案の量刑傾向も比較的はっきりしている。こうした事件においても、私の方からは、「皆さんには、今回の犯行がどの位悪いのか、被告人をどの位責められるのか、といった点をよく議論して、刑を決めていただきたい。」などと話をしているが、実際、裁判員の方々の視点がどの程度活かしているのか、皆さんが自分達が判断に加わる意義をどう感じておられるかと問われると、なかなか難しい問題である。裁判員の方から意見が活発に出にくいこともあるし、裁判員のアンケートを見ると、裁判官の説明は「わかりやすかった」としつつ、自分が十分な議論ができたかについては「わからない」という回答が見られることもある。こうした事件も含め、評議でどのように裁判員の方々の感覚、視点を反映させて協働を実現していくのか

については、今後も検討していかなければならない課題であると認識している。

充実した評議のための審理及び公判前整理手続の在り方

充実した評議を行うためには、審理の在り方が大事である。

検察官、弁護人の冒頭陳述及び論告、弁論が、量刑判断の枠組みを踏まえ、争点に即した相互にかみ合ったものとなっていれば、裁判員の方々は、当事者の主張を見聞きする中で、自然と量刑判断の枠組み及び争点を理解することができる。最近では、公判前整理手続において、評議で参照すべき量刑資料について三者で議論し、認識を共有した上で、論告、弁論において、量刑グラフを示すなどしつつ、同種事件の中で、本件は重い（又は軽い）部類に属するからこの刑が相当、と意見を述べる当事者も増えてきている。このような意見が述べられた事案では、裁判員の方々も、行為責任や量刑グラフを前提とした評議に、よりスムーズに入っただけに感じている。

また、量刑のポイントとなるような犯情について、被害者や共犯者等の適切な証人が選択されて、各量刑事情の重要性に応じたメリハリのある証人尋問、被告人質問が実施され、書証についても、要点に絞ったコンパクトな取調べが実施された場合には、裁判員それぞれが、法廷で証拠を見聞きする中で、犯行状況や被告人の役割等について具体的なイメージをつかみ、量刑についての的確な心証を得ることができているように思われる。

このような、裁判員の方々が的確に心証をとれる主張、立証の実現は、本来各当事者の責務であり、公判前整理手続の段階で、各当事者が、当該事件の量刑上重要な事情は何か、その立証にふさわしい証拠方法は何か、どうすればメリハリのある主張、立証ができるか等について主体的に検討、工夫する、そして、裁判所も含めた三者で審理の予定等を確認し、認識を共有し合うというのが理想的な姿であろうと考えている。

経験の蓄積を活かすための取組

裁判員裁判の経験を蓄積し、今後の運用に活かすために行っている取組等として、東京地裁では、原則として裁判員裁判全件につき、判決の数日ないし数週間後に、担当した法曹三者が集まって反省会を開いている。裁判所からは、評議の秘密に触れない限度で、法廷での当事者の活動に対する裁判員の方々の受け止めや要望を伝えるとともに、公判前整理手続から審理までを振り返っての裁判官の感想等を伝え、各当事者もそれぞれ意見を述べるなどして、率直に意見、情報の交換を行っている。具体的な事件を題材とし、今後のより良き運用に向けた建設的な議論ができるので、三者のいずれにとっても、非常に貴重な機会となっていると思われる。

また、東京地裁では、月1回程度のペースで毎回テーマを決めて、該当する裁判員裁判を担当した裁判員の方でご協力いただける方を8名程度呼びして、裁判員経験者の座談会を開催し、検察庁、弁護士会と一緒に感想や意見を伺い、今後の運用の検討に役立てているところである。

このほか、法曹三者間では、東京地検・東京三弁護士会との公的な協議会のほか、有志によるインフォーマルな勉強会も開くなどして、情報及び意見の交換を行ったり、最近では、弁護士会の研修に、裁判官や検察官が招かれて、裁判員裁判における弁護活動の在り方について講演を行うことも増えてきている。裁判所内においても、司法研修所での研究会のほか、庁内で課題毎、階層毎の研究会を設けて経験の蓄積や検討に努めているところである。

イ 質疑応答

(椎橋座長)

それでは、有識者の委員の方々から裁判官に対して、質問があればしていただきたい。

(酒巻委員)

マスコミの報道等を見ると、裁判員の判断の尊重、裁判員の視点感覚の反映という言葉が出てくるが、それは不正確である。もともと裁判員制度の設計思

想は、職業裁判官の専門性と一般国民の健全な社会常識のコラボレーションであり、裁判員の関与した裁判体の判断だから尊重されるというのが正しいと考えている。プロはプロとして本来の役割を十分果たすべきであるということが当然の前提となっている。

量刑の判断枠組みは刑法の解釈なのであるから、本来裁判官の専権事項である。たとえば、未遂と既遂は結果が違うのであるから、それを同じであると述べる裁判員がいたときは、プロである裁判官はその誤りを正した上での確な判断をしてもらわなければいけない。量刑の考え方の大枠の中で、裁判員の方々の感覚や視点が反映されて、刑のばらつきが出るのであれば結構であるが、それでは説明がつかないような量刑の大枠を逸脱する刑のばらつきがでてくるような事件もあるような気がしており、十分な説明が判決でもされていないような事例もあるように思う。裁判官はプロとして、今のような点については、説得、誘導といわれようとも、説明をする必要があると考えるが、私は、そうした説明に消極になってしまっているようなことはないかと危惧しており、それは本来の制度趣旨に反する。このような私の意見に対する考えを伺いたい。

(安東裁判官)

私も、裁判官が裁判員に必要な説明をせず、量刑判断の枠組みについて共通認識がないままに、各裁判員が感覚的な量刑意見を述べあうような評議を裁判員制度は予定していないと思っている。量刑判断というのは、法律で定められた刑の範囲で、その枠組み、構造を理解した上で行為にふさわしい責任はどうかを決めていく作業であるので、評議では、量刑判断の枠組みをしっかりと説明し、理解していただいた上で、その枠組みの中で、具体的な事情をどうやって量刑に反映させるかについて、色々な議論をしていただく。その枠組みを超える意見に対しては、それは違うということは、当然お話ししている。

(國井裁判官)

量刑の基本的な考え方を、裁判員と共有するのは当たり前だという認識であ

り、むしろ現場の関心は、量刑の基本的な考え方をどうやって裁判員と共有するかというところにある。たとえば強盗致傷の事件を扱う場合、裁判員の方に、窃盗、強盗、暴行、傷害、強盗殺人など同種の犯罪とその法定刑の違いを説明することによって、行為や結果などが刑の重さを左右する事情であることを理解していただける。また、量刑検索システムも利用しながら、同じ犯罪でも、凶器の使用や計画性の有無といった事情があるかどうかで刑の重さは違ってくることを、量刑グラフを見ることによって自然と理解していただける。

(竹之内委員)

弁護側から見ると、判決書を読んでも、どうしてこういう量刑になったのか、どういう事情が重視されたのか、必ずしも読み取れないものがある。もっといえば、評議は適切に進んでいるのだろうかという疑念を持ちかねない事案もあるかと思う。裁判所の方でもこういう問題意識を持っているから、裁判官と裁判員の実質的な協働というテーマで話されたのだと思うが、今述べたような弁護側の受け止め方についてどうお考えか。

(安東裁判官)

そのようなご意見が、検察官、弁護人からあることは聞いているし、裁判所内の研究会でも控訴審の裁判官から同様の指摘を受けている。我々一審で事件を担当する裁判官は、こうした指摘を謙虚に受け止めて、それぞれが今どういう運用をしているかをよく振り返り、必要な情報を交換しあい、あるべき評議とはどういうものか、どうしていけばよいのかということを検討している。

(三浦委員)

検察官は全ての事件について求刑をしているが、裁判員が加わることによって、求刑を大幅に下回る判決であるとか、場合によっては求刑を上回るような判決といったものが、以前よりは増えたという感じがしている。評議において、検察官の求刑がどのように取り扱われているか、裁判官において、求刑の意味についてどのような説明をしているか、といった点について伺いたい。

(安東裁判官)

求刑は裁判体の判断を拘束するものではないということを説明した上で、検察官は公益の代表者という地位にあり、他の事件との量刑の公平も考えた上で、このような刑が相当だという意見を述べているから、求刑については、そうした重みがあるものであるとの話をしている。ただ、検察官は論告の中で、求刑の基礎となる事情も述べており、そうした量刑の基礎となる事情に対する検察官の見方と裁判体の見方が違う場合には、判決における刑が求刑と大きく異なってくることもある。そうした場合には、判決で、論告との量刑事情の見方の違い及びその理由を明らかにするよう努めており、それが合理的なものであれば、判決における量刑が求刑をかなり下回ることや超えることも説明できると考えている。

なお、弁護人の弁論における科刑意見についても、今の後半の説明は同じで、被告人側から見た量刑事情に基づいて、これこれの刑が相当だと述べているので、意見の基礎となる量刑主張を含めて判断の資料にしている。

(内田委員)

裁判官が個別事例をいくつか示して量刑グラフを説明する際に、裁判員が似た事例に飛びつかないように、具体的にどのような工夫をしているのか。

(安東裁判官)

量刑の傾向を理解していただくときに事例を紹介することはあるが、あまり似た例を紹介してその結論でよいと裁判員が思ってしまうといけないので、真ん中だとかこうした事例、重いものはこうした事例といったことを説明し、仮に同じような事案も説明しなければいけないときであっても、他の事案も見ていただき、「一つ一つの過去の事例はあまり気にしないでもう少し大きな目で見てください。全体の量刑傾向の中で見て、本件の結論が公平かどうかということを考えていきましょう。」などと説明している。

(國井裁判官)

量刑グラフにおいて個別事例を見るかどうかについてであるが、特に重い事例、軽い事例がある場合は、それがどのような事案かということは当然話題になる。また、グラフの中で、重い事例、軽い事例、真ん中の事例はどのようなものかということは、実際の個別事例を紹介しないと量刑グラフ自体をイメージできないので、量刑グラフを理解するのに必要な範囲は紹介している。もっとも、同じ事件はないということはすぐに理解していただけるので、「この事件にはどのような特徴があるのかを全員で考えて、今回の事件に沿った結論を出しましょう。」という話になり、似た事例探しになったことはない。

(鈴木裁判官)

量刑グラフを見せる際に、量刑検索システムに入力できる字数に制限があるので、似た事例を探すことは難しい仕様になっていると説明していることもあり、通常は、似たもの探しをしようということにはならない。「裁判員の方に様々な意見を言っていただくという視点から、そういう制限がかかっているので、率直に意見を仰ってください。」などと話して進めている。なお、過去の具体例を紹介する際には、担当する事案で当事者が量刑判断上ポイントになるとして争っている点と同じ点が争われた事例を挙げてしまうと、その事件の結論に向けた誘導だという風にとられかねないし、具体的な事情をどの程度酌むのかを強調してしまうと誘導的な意味合いが出てくるおそれもあると思うので、なるべくそういった具体例は出さないように気をつけている。

(今田委員)

法律の素人である裁判員は、犯罪について各人各様のこれまでの経験等に依って理解をするので、裁判員の当該犯罪についての理解は多様になると思われ、専門家である裁判官が、当該犯罪の説明や量刑判断の枠組みを提示しても、素人はなかなかそのような整理はできないのではないだろうか。しかし、実際に、評議がある結論へと収斂をしていくということは、ダイナミズムがあるのだろうと思う。ものすごく離れた意見を色々な方が持った状態から議論が始まり、

どのようにそれを収斂させていったのかについて、どのような工夫をしているのか教えていただきたい。

(安東裁判官)

量刑判断の枠組みなどを最初に説明しても、必ずしも皆がそれに対応して発言していただけるわけではない。たとえば、犯行態様から議論をはじめようとしても、動機の話をする方もおられる。そのときは、一応話は全部聞いた上で、「動機についてはあとで議論しましょう。」といった形で、行きつ戻りつしながら議論をしていく。そうしていくうちに、量刑要素の位置づけなどが理解されて、議論が落ち着いていくことがある。

意見が大きく分かれたときにどうするかという点については、量刑の枠組みから完全に外れた意見であれば、裁判官から、量刑の考え方からはその意見は説明が難しいなどの話をする。そこまで至らないものの、意見の隔たりが大きいような場合は、評価が分かれる点について、まずは裁判員同士で十分に議論していただくようにしている。「こうではないか。」などと裁判官が口を挟むよりも、裁判員同士で議論をしていただいた方が、お互いによく意見を聞きあって、柔軟に歩み寄ったり、意見を変えたりしていただけるので、大きく外れた結論になることはないという感触である。裁判官は、なるべく議論の整理や意見の位置づけを指摘する側に回るような工夫をしている。

(國井裁判官)

裁判官の説明を講義のように裁判員が聞いたり、司会担当の裁判官が裁判員を当てて話をさせるような教室型評議は、裁判官と裁判員との間に先生と生徒のような状況を作ってしまう、裁判員の自由な発言を妨げるのではないかという指摘が模擬裁判を行っていた時代からあったので、そうした評議にならないよう心がけており、具体的には、付箋紙法という方法を用いて評議を行っている。

量刑評議において、刑を重くする、あるいは軽くする事情のうち、重視すべ

き事情を、三枚程度の付箋に、一枚あたり一項目を無記名で書いてもらい、ホワイトボードや模造紙に張り出す。そうすると、裁判体として重視している事情が可視化され、付箋の数により裁判体として重視している量刑事情を順位付けすることができる。裁判体として重視する事情で限定した量刑グラフを見るなどして、量刑事情の評議から刑期の数値に結びつけるような工夫をしている。

(鈴木裁判官)

私が関与していた裁判体では、アンケートを採るという方式を採っている。千葉地裁は覚せい剤の密輸事件が多いので運び屋による密輸事件を例にして説明する。自白事件であっても量刑評議の前に事実認定の評議をしているので、その際に、たとえば当該被告人が運び屋であることは整理ができており、運び屋は組織の上位者から使われている立場である、といった大きな感覚をつかんでいる。その上で、量刑評議では、まず密輸事件全体の量刑グラフを参照し、それから運び屋という要素で限定した量刑グラフを見せる。その結果、密輸事件全体の量刑グラフでは存在していた無期懲役、20年以上といった比較的重い刑の事例が減少することについて、裁判員の感覚を尋ねながら、行為責任をイメージしていただく。その上で、暫定的な心証で構わないという前提で、一年なり二年なりの幅を持たせた懲役刑の年数を、それを考える上で重視したポイント3点程度とともに、アンケート用紙に記載してもらおう。それをホワイトボードに抽出して、ポイント毎に正の字を書いていって、その段階で裁判体として重視している要素が視覚的に分かるようにし、多数の方が重視した要素から取り上げて評議を進める。このアンケートには、犯情だけでなく一般情状に関わる要素についても挙げられることがあるので、その点についても量刑上酌むべき事情かどうか、酌むとしてどの程度酌むかも考えていく、といったように進めていく。

(内田委員)

裁判官は、評議において非常に工夫していることが分かった。裁判官の言葉

遣いに気をつけて聞いていたが、「何々してみましようか。」というような相手を巻き込んでいくような発話をしていた。これは素人にとっては雰囲気がよくなる。先生と生徒という上下関係が出なくなる一つの工夫をしていると心強く思った。

(龍岡委員)

刑事裁判を担当してきた者にとっては、量刑判断の枠組みという抽象概念は理解できるが、これが裁判員の方に具体的に理解されているのであろうか。求刑との関係で、法定刑の枠、累犯加重等の処断刑の形成過程について当然説明していると思うが、そういったものを総合して量刑判断の枠組みを説明したときに、裁判員の方に十分に理解されているのであろうか。裁判官がリーダーシップをほどよく発揮することによって、裁判員との協働が円滑に行くと思っているが、そういった点についての感想を伺いたい。併せて、判決を起案する際に量刑理由も書かれる訳だが、有利な事情、不利な事情を羅列しただけであって、なぜそういう量刑が出てきたかの説明が十分ではない判決書があることを控訴審その他の裁判官から聞いたことがある。先ほど話があったような評議をしていたとすれば、量刑についての必要かつ十分な理由は書けると思われる。この辺りについて教えていただきたい。

(安東裁判官)

裁判員の方には、行為責任や量刑の公平の観点といった基本的な事柄はしっかりと説明している。私は、刑の目的についても、伝統的には応報刑が考えられており、現在は行為責任の限度での一般予防がメインになっていること、その上で特別予防の観点も考慮されること、それが行為責任の犯情と一般情状の関係にも反映することなどを簡単に説明している。もっとも、評議の最初に全部説明すると、講義のようになってしまい、聞いている側は受け身になってしまうので、裁判員の方の頭に入りやすいタイミングで説明することを心がけている。早めに行為責任の説明をした上、審理中の休憩の際に、刑の目的につい

て一般論を説明しておくとして、評議においても反省や更生環境といった事情は特別予防の要素なので補助的な位置付けになる、などの説明がしやすくなる。必要なことについては理解いただいているつもりであるし、理解いただいていないようであれば評議の中で解決するようにしている。

刑の幅の話については、全体のバランスということも話しており、バランスを気にせずに個別に決めてよいという考えは、裁判員の皆さんも持っていないのではないかと感じている。

リーダーシップの程度は、裁判長として最も気を遣っているところである。裁判長の意見は正解のように捉えられるおそれがあるので、なるべく意見を言わないで、「こういう考えだということになりますね。」など裁判員の方の意見の根拠と帰結を説明するようにしており、意見を述べる役目は基本的に陪席裁判官に委ねている。特に陪席裁判官の意見が分かると、裁判員の方々は裁判官同士でも意見が分かるのかと感じ、議論が活発になる。もっとも、最終的には自分の票を入れるわけなので、裁判官として、どの程度、こういった形で意見を述べるべきかについては、いつも悩みながら評議に臨んでいる。

判決書については、従前のような、有利な事情、不利な事情をただ羅列し、総合してこうだ、という判決は良くないという理解で一致していると思われる。そうではなく、たとえば犯行態様の中に有利な要素、不利な要素がある場合、それを総合してどう評価するのか、そして、犯情全体としてどの程度悪いのか、悪くないのかという判断を示した後に、一般情状の検討に入っている。裁判体によっては、当該事案の行為責任の量刑傾向の中での位置づけなど、具体的な刑を選択する過程を一定程度示す判決も出てきている。

(梶井委員)

量刑が求刑を上回る場合になぜそうなったのかが大事であるという話と理解したが、実際に判決書に記載される判断理由に余り論理性を感じない気がしている。また、裁判員裁判の判決が控訴審で破棄された事案等について、市民

感覚か先例重視かという見方で捉える報道があって、報道自体もおかしいと思うが、本来は、なぜこういう先例があるのかということが説明されるべきであると思う。相当難しいとは思いますが、現場ではどのように考えて事件を担当しているのか。

(安東裁判官)

評議において実際に求刑を超えるような意見が出ることもあるが、そういうときには、たとえば同じような事件について裁判体や裁判が行われる地域によって量刑判断が極端に異なると、被告人も被害者も納得できず、不公平である、という話をしている。また、求刑は、検察官から見て満点がその刑だというもので、過去の量刑傾向より一段重いことが多いので、本件でそれを超えるまでの事情があるのかという観点から考えてもらい、重い意見を述べる方にも、その意見が量刑傾向や公平の観点から正当化できるのかを議論していただいている。合理的な理由があれば、求刑どおりや求刑を超える結論となっても構わないと思っているが、最終的に理屈が見つからないということになって、そうした意見が撤回されることもしばしばある。

市民感覚か先例重視かという見方に関する質問については、基本的な発想としては、一つ一つの先例との比較というよりは、各先例の事案の内容も含めて、積み重ねられた量刑傾向と今回の事件とのバランスをどう考えるべきかという点を真摯に議論していくしかない、というのが私の考えである。

(國井裁判官)

「先例を重視する裁判官」対「市民感覚を持つ裁判員」というのは一見わかりやすい構図であるが、あくまでも裁判員裁判は協働を目指しているので、先例になった根拠は何なのか、市民感覚の中身は何なのかを詰めていくのが本来の評議である。

判決も、評議の過程が適切に表現できていればいい判決になると思う。判決書の論理性の点は、基本的には各当事者の主張立証に応じ、主張の採否、評価

の程度という形で判断をすることができれば、判決と評議の過程は理解していただけるのではないかと思う。

(酒巻委員)

量刑評議において、法律家の想定から大きく外れた意見が相次ぎ、求刑を大きく超える、公平の観点から問題のある結論が出てしまいそうな場合にはどうするのか。

(鈴木裁判官)

事実の評価について、想定外の意見が出てくることはあるが、通常は、そのように考える理由を裁判体で一緒に考えていくという過程をたどるし、極端な処罰意見が出て、裁判員同士が議論する中で、そうした見方をする裁判員の方も自分自身で柔軟に対応していった解決されている。しかし、たとえば個人的な感情に基づいて被告人を非常に重く処罰したい、といった意見が述べられれば、裁判官は、量刑の考え方を改めて説明するし、裁判員同士の議論で解決されない場合には、裁判官も、裁判員と同様社会的な背景を持った国民の一人として、裁判員と対等の立場で、十分に議論していく。そうした議論を経ても解消されない場合には、最終的には多数決で解決されることになるだろう。

(國井裁判官)

酒巻委員の危惧する事態にならないよう、審理予定や主張立証の組み立てを工夫しているし、量刑の考え方も理解してもらえよう説明している。

量刑の考え方から外れた意見は表に出してもらうことが重要である。早い段階で量刑事情の一つとして付箋紙に表しておき、議論が進行すれば、その意見を言った人も、自分の意見が量刑の考え方から外れていることがわかり、通常は、個人的な感情に基づく意見は整理されていくことになる。

それでも、評決に至るまでそうした意見が残っている場合は、裁判員制度の趣旨から、裁判員に対しては、それぞれが考える健全な常識を述べるよう求めている。また、訴訟観とも関連するが、たとえば、「裁判は、仕返しの場でも、

見せしめの場合でもなく、社会の病理現象たる紛争をいかにして治癒していくべきかという社会の制度です。裁判員制度は、裁判員が裁判官とともに、当該犯罪にふさわしい処遇を考えることによって、重大犯罪という社会の病気を治療する作用であり、裁判員はいわば社会にとっての医師として裁判官と一緒に仕事していただいています。」「皆さんの中には人が人を裁くことに不安を持つ方もおられますが、人が人を裁くのではなく、法律が事件を裁くのです。我が国は法治国家ですから、法律があり、そのルールに基づいて今回の事件を裁くものであり、必要なルールの説明は裁判官がしますが、今回の事件がどのようなものかについては一緒に審理を見て評議で考え、結論を出しましょう。」などといった色々な説明の仕方をできる限り多く準備し、状況に応じて説明している。それでも解消されなければ最終的には特別多数決で決することになる。

実際の評議の中で、裁判員の方が非常にいいことを言ってくださることがたくさんあるので、裁判員の方から教わったことを覚えておき、他の事件で裁判員に説明するなどしている。

(安東裁判官)

先に述べたとおり、裁判員同士で議論していただいた方が良いのではないかというのが基本的な考え方である。量刑の考え方から外れた意見に固執する方については、どういう意見をよく述べてもらい、他の裁判員の方々にそれでよいかどうかをよく議論し、考えてもらうほかないが、今までの経験では、そうした意見が多数になる現実的な危険を感じたことはない。

(榊井委員)

裁判員の視点が判断で大きく活かされたような事例としてはどのようなものがあるか。

(安東裁判官)

たとえば、嬰兒殺の事件などにおいて、裁判員の方々から、各人の経験に基づいた多様な見方が提示され、当事者の主張では網羅できない視点からも、多

角的な議論をしていただいたことがある。

(椎橋座長)

法的な枠組みについては、納得あるいは不満を持たないというところにまで至っているかはともかく、裁判員は少なくともこれを理解した上で、評決に至っていると思われる。実質的な協働ということについてそれぞれの裁判官の方の工夫を伺い、非常によくやっているとの感想を持ったが、現在の運用が唯一最良の方法ということではなく、今後も試行錯誤をしていかなければいけないように思われる。裁判官においては、一層の努力、工夫をしていただければと思う。

次に、充実した評議の前提になる審理、争点整理について、ご質問はあるか。

(酒巻委員)

犯罪事実については、検察官の主張する事実が合理的疑いを超えて証明できるかを、当事者の主張を受けて判断するが、量刑事情について当事者主義が妥当するかについてはどのように考えるか。本来は公判前整理手続から、両当事者と裁判官が問題意識を共有しているはずであるが、審理・争点整理において当事者の主張がなかった点を、評議において議論してよいものか。

(安東裁判官)

最近では、量刑事情についても、各当事者から、公判前整理手続において、犯情についての事実や評価の争いの有無など一定の主張はしてもらい、当事者双方の科刑意見が違う理由をも考えてもらって、裁判所が、量刑上の争点や主張の違いを当事者と共有した上で審理に入るようになってきている。そうでないと、裁判員の方々にも、審理において着目すべき点を説明できない。こうした審理が行われた場合には、評議も各当事者の量刑主張をベースにして行われており、量刑事情についても当事者主義に近くなってきている。

(椎橋座長)

今日の三人の裁判官のご意見を聞いた上で、何かこれだけは言っておきたい

ということがあったら、お聞きしたい。

(内田委員)

心理学の分野では、自動車事故の現場写真を見せたり、嫌な臭いを嗅がせるなど、非常な不快状態になったときや、非常に動揺したときと、逆に赤ん坊の笑顔を見せたときや、よい香りを嗅がせたときなどに記憶テストを行うと、後者に比較して前者で明らかに成績が低くなるという「気分一致効果」が知られており、脳科学の進歩により、データによる裏付けもされつつある。

意識調査によれば、遺体写真を見せられることに約半数の方が不安感を抱いているということがあるので、脳においてこのような反応が起こっているということも想定した上で、裁判員の皆様が力を発揮できるような評議が行われるよう、遺体写真などの証拠の提示方法についても検討されると良いのではないか。

(10) 次回以降の予定等

(大谷事務総長)

裁判員法施行から5年という時間が流れて、一人一人の裁判官が数十件というような規模での裁判員裁判の体験を重ね、その中で裁判官の個人的な印象を超えて、一般論として裁判員裁判をどうするべきかということを考えることができる段階に入りつつあると思う。裁判所としては、一人一人の裁判官の考え方をどれだけ刑事裁判官の集団として共有できるのかという点について、じっくりと取り組んでいかななくてはならないと思う。

次回の懇談会は本年11月頃に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。